

同族会社・役員間における金銭の貸借のポイント

同族会社においては、会社・役員間の金銭の貸借に関して、税務上の問題となる事項が発生する可能性が多くなります。

そこで、次のようにポイントをまとめました。

☆ 会社から役員に対する金銭の貸付において、適正利息より低い場合には、差額が役員に対する給与として課税されます。一方、役員から会社に対する金銭の貸付において、適正利息より高い場合には、差額が役員に対する給与として課税されます。

☆ 役員の子会社に対する貸付金は、役員の死亡時に相続財産となりますが、貸付金債権のうち回収不能部分は除きます。

☆ 会社が役員から受ける債務免除益は益金に算入されます。しかし、損金不算入とされた未払給与に係る免除益については、一定の条件を満たす場合には益金の額に算入しないことができます。



☆ 役員からの**債務免除**により同族会社の株式の価額が増加したときは、**債権放棄**を行った役員から他の株主に対するみなし配当課税が発生します。

☆ 役員が会社の借入金に対する個人保証を履行し、会社に対する求償権が行使不能な場合、行使不能額は役員のいずれの所得の計算上何ら考慮されません。
しかし、**保証債務**を履行するために役員が自身の所有不動産を譲渡した場合は、譲渡所得の収入金額からのその行使不能額を差し引いて所得の計算を行うことができます。